

伊達市告示第128号

伊達市一般業務委託契約約款の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和8年8月10日

伊達市長 須田 博行

伊達市一般業務委託契約約款の一部を改正する告示

(以下別紙)

伊達市一般業務委託契約約款の一部を改正する告示

伊達市一般業務委託契約約款（平成20年伊達市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「受注者」を「受託者」に改め、同項中「発注者」を「委託者」に改め、同項第3号中「。以下同じ」を削り、同条第2項中「受注者」を「受託者」に改め、「（以下「電磁的方法」という。）」を削り、「発注者」を「委託者」に改め、同条第5項中「受注者」を「受託者」に改め、同条第6項中「発注者」を「委託者」に、「受注者」を「受託者」に改める。

第6条第1項中「届」を「届出」に改める。

第7条中「管理技術者」を「管理技術者等」に改める。

第16条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「（昭和24年法律第256号）」を削り、同項を同条第3項とする。

第20条第9号オ中「有している」を「有していると」に改め、同号カ中「あたり」を「当たり」に改める。

第26条第3項中「。以下この条において同じ」を削る。

第27条第1項第2号中「受託者その」を「受託者がその」に改め、同条第4項中「第1項第2号」を「第1項及び第2項」に改め、同条第5項中「切り捨てる。）」の次に「とする。」を加える。

第28条第2項中「第16条第3項」を「第16条第2項」に、「発注者」を「委託者」に改める。

第30条第8項中「引渡し後」を「引渡し」に改め、同項ただし書中「その契約不適合を」を「、その契約不適合が」に改める。

第31条中「あたって」を「当たって」に改める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。